

令和2年4月6日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業者
管理者 様

諏訪広域連合
介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止における居宅介護支援のサービス担当者会議
の取扱いについて（通知）

今般の新型コロナウイルスにおける感染拡大防止の対応につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。

令和2年3月24日付けの通知におきまして、3月14日以降新たな感染者がいないこと、諏訪保健所管内での感染者がいないことの原因から、居宅介護支援の各サービス担当者が一堂に会してのサービス担当者会議開催の中止を解除する旨のお知らせをいたしました。

（通知発出時点では、松本保健所管内や諏訪保健所管内での新たな感染者は確認されておりませんでした。）

このことについて、説明不足による解釈の相違により、事業者の皆さまへ混乱を生じさせておりましたので下記のとおり改めて通知いたします。

記

【令和2年3月24日付けの通知】

2 居宅介護支援のサービス担当者が一堂に会するサービス担当者会議については、中止を解除する。

ただし、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

【通知解釈】

一堂に会するサービス担当者会議について、中止を解除するが、一律に開催を求めるものではない。

感染拡大防止の観点から、状況に応じて、利用者の自宅以外での開催や電話・FAX・メールなどの手段による担当者への照会をもって意見を求めることもできるものとし、居宅介護支援費の算定については、運営基準減算を適用しない取扱いとする。（基準省令第13条第9号等参照）

【令和2年2月28日付け介護保険最新情報 vol. 773 問9】

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取り扱いが可能か。

(答) 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化がみられない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

諏訪広域圏内において令和2年4月6日現在2名の新型コロナウイルスの感染者が確認されておりますが、今後、感染が拡大するなど状況が変わった場合は取り扱いを変更することがありますので、その場合は改めて通知いたします。

また、新型コロナウイルスにつきましては、日々状況が変化しておりますので、引き続き最新かつ正確な情報の収集にご留意ください。

(※諏訪広域連合ホームページに厚生労働省の関連通知等を掲載しております。)

本通知に疑義がある場合は、諏訪広域連合介護保険課までお問い合わせください。

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味、宮田、高橋
TEL：0266-82-8162
Fax：0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp